

## 相談室から(65)

### 架空請求の二次被害！？ ～テレビで放送していたのですが…それほんと？～

数日前、朝の情報番組で「差押え詐欺」と銘打った動画が放送されました。内容は、架空請求ハガキを放っておくと、警察官と差押えの執行官に変装した詐欺師たちが架空請求のハガキが届いた住宅を訪ね、「連絡をしないので裁判で差押えが確定した」と強引に家の中に入りパソコンやテレビに差押えの紙を貼り、持ち去っていくというものでした。

当協会では大切なことはハガキの内容を完全に無視すること、ハガキにある連絡先には決して連絡をしないようにと消費者へアドバイスしています。

#### 差押えには手続きが必要 裁判所から「差押え決定通知」が送付される

ところがこの情報番組を見た人たちから「無視すると警察や差押えの執行官が家に来るらしい。私は2回も架空請求ハガキが届いたが無視していた。家にきたらどうすればよいの」と相談が入ってきたのです。その中には「遠方に暮らす高齢の母親あてに昨日架空請求ハガキが届いた。一人暮らしの母宅に詐欺師が押しかけてきたら、母はどうすれば良いのか」という相談もありました。

相談室からは「警察に連絡をしましょう。玄関の扉越し、インターフォン越しに、こちらが呼んだ警察官が到着したら対応すると伝えましょう。絶対に玄関の鍵を開けてはいけません」と伝えました。

でも、本当に架空請求を無視すると偽物の警察官や執行官が押しかけてくるトラブルが発生したのでしょうか。相談室では把握していません。自治体や警視庁のホームページ等も調べましたがその様な情報はありませんでした。

#### マスコミは真実の報道をすべき

不審に思っていたところ、放送から3日後に、同じ番組で訂正が伝えられました。取材をする中で「このような詐欺が起こるかもしれない」という話が「起こった」に変わってしまったということです。これこそ「架空請求」ならぬ「架空報道」です。テレビ放送の番組のスタッフはテレビ放送の役割と影響力を自覚し、事実確認をしっかりとした上で報道をすべきです。

この番組が放送された翌日、他局で「ネオ架空請求\*1」という被害について、放送がありました。番組の中でドラマ仕立ての動画が同様に流されます。内容は、支払督促・少額訴訟を悪用した通知が本当の裁判所から届きます。しかし当事者は架空請求だと思って無視して裁判所に必要な連絡をしませんでした。そのため、相手の主張が認められ差押えが行われてしまうというものでした。身に覚えのない出会い系サイトやアダルトサイトの利用料等の架空の請求でも、裁判所に支払い督促や少額訴訟の手続きをとれば、請求できます。動画の内

容に間違いはありませんでした。しかし無視して良い架空請求ハガキと、裁判所から特別送達\*<sup>2</sup>で送られる対応が必要な通知について、一般の人が、番組の動画と解説だけでその違いを理解することは難しいことです。

テレビ放送はとても強力な注意喚起の方法となる一方で、伝え方が不十分ですと見ている人の不安を煽る事になります。テレビ局に的確で誤解のない番組作りを強く求めます。

## 消費者へのアドバイス

### ●本当の裁判所からか、しっかり確認

①相談された請求が身に覚えがない、あるいは不審だと思えば、電話やメール等で相手に連絡をしない。完全に無視をする、ということが基本です。

②しかし本当の裁判所からの通知であれば、対応する必要があります。届いた通知についてしっかりと確認しましょう。法務省のホームページ\*<sup>3</sup>で裁判所からの通知かどうかの判断や裁判手続きについて確認することができます。また架空請求ハガキ等に記載されている債権差押えですが、差押には多くの手続きが必要です。差押さえは簡単には出来ない仕組みになっています。最初に届いた書面が特別送達の郵便かどうかをしっかりと確認しましょう（裁判所からハガキでは来ません）。

不安だったり、心配な場合は、慌てずに当協会の相談室や最寄の消費生活センターに相談しましょう。

### ●特別送達

<法務省ホームページより抜粋>

Q.裁判所からの本当の通知かどうかを通知の形式から見分けることはできますか

1.裁判所から「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」が送られる場合には、「特別送達」という特別な郵便（郵便法第49条、内国郵便約款第131条）により送付されることになっています。これらが電子メールで送付されることはありません。

○「特別送達」と記載された、裁判所の**名前入りの封書**で送付されてきます。

※「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」が、はがきや普通郵便で送付されてくることはありません。

○郵便職員が名宛人に手渡すのが原則であり、はがきや普通の封書のように郵便受けに投げ込まれることはありません。

郵便職員から受け取るときは、「郵便送達報告書」に受け取った人の署名又は押印をするよう求められます。

2.本当の「支払督促」には、金銭を振り込む預金口座は記載されることはありません。したがって、受け取った書類に振込口座の記載がされていた場合には、それは「支払督促」ではありませんので、絶対に金銭をその口座に振り込むことのないようにしてください。なお、名目のいかんを問わず、裁判所から「お金を振り込むように」という連絡が来るこ

ともありません。

3. 発送元・連絡先が本当の裁判所であるかどうかについては電話帳や消費生活センターなどで確認しましょう。なお、裁判所の管轄地域・連絡先については、最高裁判所のホームページでも確認することができます。

\*<sup>1</sup>「ネオ架空請求詐欺」は出会い系サイトの利用料などの支払いを求める架空請求について、支払督促手続や少額訴訟手続を悪用する詐欺を意味して一般に使われていますが典拠等是不明です。

\*<sup>2</sup>\*<sup>3</sup>法務省ホームページ 督促手続・少額訴訟手続を悪用した架空請求にご注意ください  
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji68.html>